## 2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されることに伴い、学校における対策が変わります。

## 出席停止の基準

1	感染者(症状あり)	発症日を0日目として5日間経過かつ症状軽快 後1日間経過するまで
2	感染者 (症状なし)	検体採取日を0日目として5日間経過するまで

- \*「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しかつ症状が改善傾向にあることを指します。
- \*5日間が経過した後も10日目まではウイルス排出の可能性があること から、不織布マスク着用をし、高齢者等ハイリスク者との接触は控えて下 さい。
- \*同居家族が感染した場合ですが、5類移行により「濃厚接触者」の特定が 行なわれなくなりましたので、本人の体調がよければ登校できます。
- \*発熱、咽頭痛、咳等で欠席する場合、コロナ感染によるものでなければ出席停止になりません。

## 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より

2023年5月8日以降に適用される文部科学省の衛生管理マニュアルより一部を抜粋します。

[感染状況が落ち着いている平時]

- 健康観察、換気の確保、手洗い等の手指衛生の継続
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があるときは登校しないよう周知 [感染が流行している場合]
  - ・一時的に必要な感染症対策を行う 場面によりマスク着用を促す、身体的距離の確保を求める、近距離・対面・ 大声での会話を控える、など
- ・登下校に際して混雑した電車等を利用する場合にマスクの着用を推奨 「臨時休業の判断〕
  - ・学級内で感染が広がっている場合に学級閉鎖(学年閉鎖)を判断する